

群星 【むりぶし】 Muribushi

3月★4月号
2009年

隔月発行

March

★ April

特集 財務部

中小企業向け融資の貸出条件
緩和が円滑に行われるための措置





表紙写真

【シャクトウイ(盂事)】
(久高島)



久高島は、知念岬の東方海上約5.3kmの位置にある周囲約8km、人口275人、世帯数145戸(平成21年1月末住基台帳)の小さな島。「神の島」として崇敬を集める靈地で、今なお神聖な時が流れています。琉球開闢の神アマミキヨが降臨し、五穀を初めて伝えた所とされ、古くから聞得大君や祝女(ノロ)がこの島で真摯な祈りを捧げてきました。今も古式ゆかいな儀式が継承されています。

その久高島で、旧正月(今年は1月26日~28日)に1年の大漁や健康などを祈願する伝統行事「シャクトウイ(盂事)」が外間殿で盛大に行われました。儀式は、15歳以上の男性が2人1組になって殿内に上り、外間根人から盃を受けた後、三線に合わせカチャーシーを踊り、新年を祝いました。また、この日は小さな島も里帰りした島出身者や観光客であふれ、賑わいを見せました。

特集

01	地域の目「沖縄の風がはこんでくるもの...」	タレント 高見 知佳
02	財務部 中小企業向け融資の貸出条件緩和が円滑に行われるための措置	
04	仕事の窓 財務部 管内経済情勢報告	
06	仕事の窓 農林水産部 沖縄県産農林水産物・食品を海外へ !!	
07	仕事の窓 農林水産部 沖縄バイオマス発見活用協議会の取組を紹介	
08	仕事の窓 経済産業部 バイオ燃料とガソリン・軽油を自動車用に混合する方へ	
10	仕事の窓 経済産業部 「島のこしが島おこし！」	
11	仕事の窓 開発建設部 充実した教育訓練施設を目指して	
12	仕事の窓 運輸部 「市民力」を活かした滞在力のある「宮古ブランド」形成を図ります！	
14	仕事の窓 運輸部 船員の最低賃金が改正されました！	
15	局の動き 総務部 「中学生向け独占禁止法教室」を開催 経済産業部 「沖縄地域企業立地フォーラム」を開催 農林水産部 「子ども農山漁村交流プロジェクト」シンポジウムを開催 経済産業部 「中心市街地活性化シンポジウム」を開催 運輸部 「不正軽油に係る街頭検査」を実施	
18	なかゆくい *シリーズ ~身近なバイオマスを考えてみよう~	
20	内閣府だより 「アジア青年の家 2009」について	
21	プロフィール 内閣府大臣政務官 岡本 芳郎 お知らせ	

**沖縄の
伝統的工芸品 #12**

八重山上布
やえやまじょうふ



(登録商標)

産地組合：石垣市織物事業協同組合
竹富町織物事業協同組合
(平成元年4月11日伝産指定)

伝統的工芸品とは
伝統的技術又は技法によって製造された工芸品で
経済産業大臣が指定したものをいいます。沖縄には
13品目が指定されています。

上布とは 麻を原料に手で紡いだ糸で織った織物のことです。

八重山上布は、イラクサ科の多年生植物である苧麻(ちよま、方言では「ブー」)から作られた糸を原料とします。宮古上布が紺地であるのに対して、白地基調の紺織物です。織られた布は肌触りが良く、軽くて風を通しやすいこと等から夏用の着物として適しています。白地に藍染料による手括りの技法で絣柄を織り出す「紺縞上布」と白地にケール(日本では八重山地方のみで自生しているソメモノイモ)による捺染(手摺り込み)の技法による「赤縞上布」などがあります。また、現在では、島でとれる植物染料(八重山木藍、福木、椎の木)を用いた様々な色合いの上布が織られています。八重山上布の起源は明らかではありませんが、李氏朝鮮の歴史書である「李朝實錄」によると、1477年(文明9年)に与那国島に漂流した朝鮮人の見聞録として苧麻で織物が織られていたとあり、八重山地方では当時既に苧麻を利用した織物が存在していたと考えられています。八重山上布は昭和に入り一時不振に陥りましたが、戦後、熱意ある地元関係者等の絶えない努力により再興され、現在に至っています。





タレント

高見知佳

私が沖縄へ、家族と共に移り住むようになり、6年目になる。今日まで本当にいろいろな事があった。しかし、今では心中からこう思える、「この地が私の生きる場所」である」

沖縄へ来た当初は、1歳になる息子を抱えての、慣れない土地での子育て、そして主婦業。移り住むと決めた時は、気持ちも新たに、この地で頑張っていこうと決意、やる気満々で臨んだ生活であった。しかし、今までとは全く違う環境と暮らしあり。それに一番寂しかったのが、友人、知人が近くに居なかつたことである。そんなこともあって、私の心の中に少しづつ、寂しさと疲れが顔を出すようになり、頑張れば頑張る

島を駆け抜ける風は、言葉だけじゃなく、季節も知らせてくれる。“夏の風”は、近くの公民館から、エイサーの太鼓の音や三線の音、そして歌声や「イーヤーサツサ」の掛け声など……。“冬の風”は、沖縄とはいえ、寒さを運んでくる。これが結構身に凍みるのだ。私も実際住んでみて実感したのだが、夏の脳が溶けてしまいそうな暑さには慣れてきたものの、冬を迎えるたびに、だんだんと寒さが身に凍まるようになつた。そう、気温は高くとも島を

ほど、元気がなくなってしまったのである。

そんな時、この私に優しく声をかけ、心と体をそっと包んでくれたのが、沖縄の風だった。息子が眠った後、庭に出て風に吹かれているだけで、何故だか心が落ち着き、ゆっくり深呼吸ができた。私の心の寂しさ、不安、育児へのイライラさえも、優しく吹き飛ばしてくれたのだ。それに、明日への力もプレゼントしてくれた。沖縄での暮らしにも慣れ、6年の月日が経とうとしている今で、『風』は私の心に声をかけてくれている。「大丈夫、大丈夫」、「頑張れ」、「泣いてもいいよ」、「さあ、笑うて」。

Series 1 地域の目

「沖縄の風がはこんでくるもの...」

抜ける風が冷たいのである。そして沖縄名物“台風”は、風がいろいろと声を変えて楽しんでいるかのようになに、島中を駆け抜けていく。また、風は生活面でも大いに役立つてゐる。毎日の洗濯であるが、風のお陰でよく乾く。夏の太陽が照りつけるなか木陰に身を寄せると、なんとも言えぬ心地よい風を運んできてくれる。心の底から「涼しい」と、思われてくれる、本当に有り難い風なのである。さらに、毎日の生活の中で、役場、公民館にある広報塔からのお知らせも、風に乗せて届けてくれる。役場からは大切なお知らせ、公民館からは近くの漁港から魚の販売車が来たとの知らせ……。とっても生活と密着している風なのである。

ばつい先日も、工事中に不発弾が爆発して、若者が負傷する事故があつたばかりだ。私は風に教えられたような気がする。この沖縄が今もなお抱えていいる問題があることを……。沖縄で“生きる”ことは、もつと沖縄を“知ること”なのだと……。きっとこれからも私に、いろんな思いを乗せて、心の中に何かを運んできてくれるのであるつ、島を駆け抜ける風”が……。

心が弾まない。こんな日は気持ちも晴れないものである、不思議なくらいに……。しかし、また風が島を駆け抜けてくれば、私の気持ちもすぐ晴れる。やっぱり風は私の友達なのかもしれない。

実は、この原稿を書いている時に、風が私にニュースを運んできた。私にとって、自分が生きているこの島が過去に味わった悲惨な戦争、その爪痕とも言える知らせだった。それは役場からのもので、「本日、午前9時より不発弾の処理を行うので、海岸近くに立ち寄らぬこと」という内容であった。初めは耳を疑つたが、2回目のアナウンスで現実にあることだと胸に止めた。そう言え

特集

円滑に行われるための措置

金融庁では、民間金融機関による金融仲介機能の強化を図るために、中小・小規模企業向け融資の条件変更を行っても貸出条件緩和債権に該当しない取扱いを拡充することとし、監督指針及び金融検査マニュアル別冊「中小企業融資編」（以下「マニュアル別冊」といふ。）を改定しました。

改定の背景

中小企業をとりまく環境が厳しい中、金融機関が既存融資について柔軟に貸出条件の緩和に応じることができれば、借手企業の資金繰りや経営の改善を図ることができ、さらには経営改善の結果、金融機関の信用リスクの軽減にもつながることとなります。

しかし、実際には借手が「返済期間延長」や「金利減免」などの条件変更を要請しても、金融機関が応じてくれないといったような状況がありました。金融機関のこうした対応の背景には、借手を支援する目的で借手に有利となるような貸出条件の変更をした場合、その債権は原則として貸出条件緩和債権となり、銀行法及び金融再生法の体系上不良債権に該当する

こととなり、金融機関にとっては、結果的に不良債権比率や貸倒引当金の引当率が上昇する」となるため、柔軟に応じにくいういう側面がありました。

他方、監督指

針では、その例

外として「実現

可能性の高い抜

本的な経営再建

計画」が策定さ

れていれば、借

手に有利となる

ような条件変更

が行われた場合

でも貸出条件緩

和債権には該当

しないとの取扱

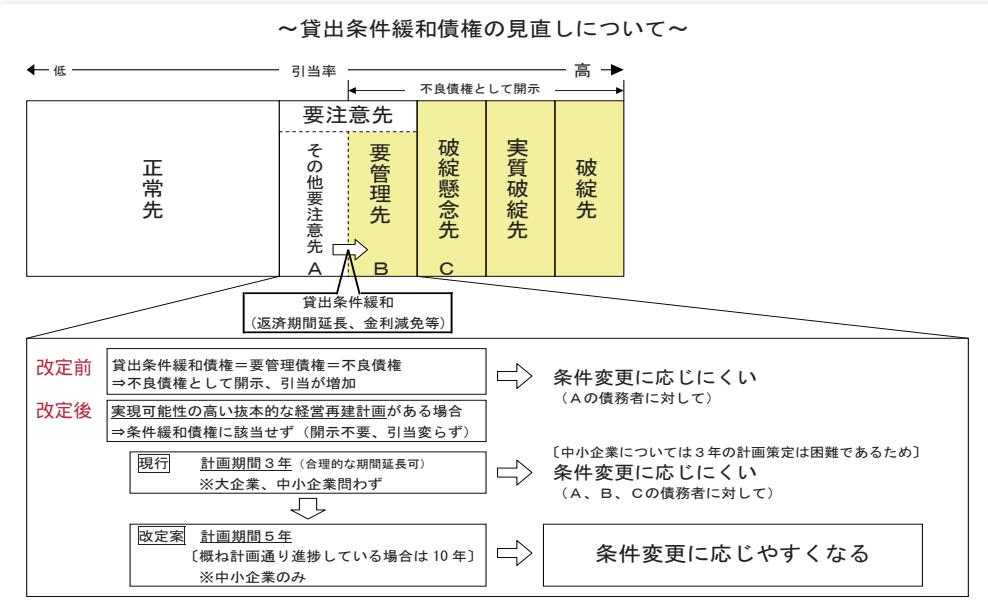
いを規定していますが、実際には

中小企業に対する適用例は必ず

しも一般的ではありませんでした

。その要因としては、経営再建

計画が「抜本的」であることの要件として、「概ね三年後の当該債務者の債務者区分が正常先となること」が求められていることが挙げられます。一般に中小企業はリ



改定の具体的な内容

1・正常先に至る期間を五年に延長

こうした状況を踏まえ、金融機関が条件変更に柔軟に応じることができるよう環境の整備に向けて、貸出条件緩和債権の定義の詳細を規定する「監督指針」及び中小企業の特性を踏まえた検査を行うための「マニュアル別冊」の改定が行われました。

概ね三年で正常先になることについて、中小企業についてはその特性を踏まえ、概ね五年に延長されました。この改定により、これまで五年で正常先となるような経営再建計画を策定していたため「要管理先」（不良債権の範囲）と区分されていた借手が「その他要注意先」（不良債権に該当しない）となる事例が出てくることとなります。

それに加え、経営改善が概ね計画どおりに進捗している場合には、特例として最長一〇年以内の計画についても許容されることになりました。例えば、残存期間一〇年の経営再建計画について、過去の進捗状況が概ね計画どおり

中小企業の皆様へ

中小企業の資金繰りの支援のため、
金融検査マニュアル別冊などを改定しました

金融機関が条件緩和を行っても、不良債権にならない取扱いを拡充しました。

資金繰りが大変だけど、
銀行は不良債権になるからと言って、返済条件の変更に応じてくれないんです…。



今後は、経営改善の見込みがあれば、不良債権にはなりません！
金融機関とご相談下さい。



※ 条件緩和(返済条件の変更)とは…
・金利の引下げ
・金利・元本の支払い猶予
・返済期限の延長
・債権放棄
など借り手にとって有利となる取決めをすることです。

改定前

不良債権にならない場合には…

- ・中小企業も大企業と同様、3年以内に経営が健全化するような「経営改善計画」が必要です。
- ・「計画」期間中、一定以上の金利を確保する必要があります。

さらに…

- ・大企業と違って中小企業は、大部で精緻な「計画」を作ることが困難です。
- ・中小企業は景気の影響を受けやすく、「計画」とおり進捗しない場合も少なくありません。

そこで…

改定内容

中小企業向け貸出金の条件緩和がしやすくなりました。

- ・経営が健全化するまでの期間を大幅に延長しました。(原則5年、進捗状況が良好な場合10年まで)
- ・一定以上の金利を確保する必要がなくなりました。

さらに…

- ・「計画」を作っていない場合でも、その後の経営改善の見通しがあれば、「計画」がある場合と同じように取り扱います。
- ・「計画」の進捗が遅っていても、その原因を分析し、今後の改善が見通せるならば、「計画」とおりに進んでいる場合と同じように取り扱います。

これまで…



赤字で資金繰りが苦しいので、金利は払いませんから、返済を待ってもらえないかもしれません。5年後には経営改善する見込みがあります。



これからは…



3年以内に経営改善する計画が必要です。5年だと不良債権になってしまふので、返済条件の変更に応じるのは難しいですね…。

① 最近、資金繰りが厳しいんですよ。元本返済をしばらく待ってもらえないですか。そうすれば、5年後にはきちんと返せるようになりますが…。

② 5年後には経営が改善するんですね。経営改善計画があれば、前向きに考えますよ。

③ でも、計画なんてどう作っていいか分からなさいわ…。

④ そうであれば、例えば、
・経費の削減予定
・売上げが増加する見通し等のシナリオがあれば大丈夫です。

⑤ えっ、自分で作らなくともいいんですか。

⑥ シナリオを示していただければ、こちらで経営改善の見通しを分析してもいいですよ。経営改善が見込めれば大丈夫です。一緒に考えましょう。

⑦ お願いいたしません。一緒に相談しましょう。



飲食店C社

マニュアル別冊に関するご質問など、お気軽にお問い合わせいただけたらと思います。
〔お問い合わせ先〕
沖縄総合事務局財務部検査課
0988-660094

中小企業向け融資の貸出条件緩和が

であり、将来的にも順調な推移が見込まれる場合には、同計画を五年間の実現可能性の高い抜本的な計画と同様に扱うことが可能となります。また、新たに一〇年の計画を策定した場合、当初は「要管理先」として管理されるものの、その進捗状況が確認できれば、それ以降、五年間の計画と同様に扱うことが可能となる結果、債務者区分は「その他要注意先」となります。

2・計画終了時の債務者区分について
軟化

計画終了時の債務者区分について
柔軟化

常先の状態まで改善が進むかどうかは定かでないとしても、少なくとも金融機関による追加的な金融支援なしに自力で債務の返済に十分なキャッシュフローを確保できる見通しがあれば、計画終了時における債務者区分が「要注意先」であつたとしても、抜本的な計画とみなされ、計画終了時に「正常先」となる可能性があります。

3・計画期間中の金利要件の廃止
従来、監督指針上抜本的な計画と認められるための要件として、計画期間中に一定の利回りが確保されていることが求められていますが、今回、この規定が削除されましたが、今回、この規定が削除され、抜本的な計画であるかどうかの判定を概ね五年後に正常先となるような計画であるか否かという要件のみで判断することになります。例えば、従来であれば、条件変更を伴う計画を策定するに当たり、一定の利回りの確保という要件を満たす必要があつたため、

4・計画の検証における対応
債務者（中小企業）が精緻な計画を策定しない場合であつても、例えば、借手の側に今後の不動産等資産の売却予定、役員報酬や諸経費の削減予定、収支改善に関する計画などがある場合、あるいは、金融機関の側で債務者の実態をきめ細かく把握したうえで作成・分析した資料がある場合には、これらに基づいて経営改善の見込みの判断をすることも可能となっています。

せることとなりました。

条件変更の内容に制約がかかり、結果的に実現可能な計画が策定できないといったケースもありますが、こうした要件が削除されることにより、計画が立てやすくなっています。また、条件変更についてより柔軟に対応できるようになります。

仕事の窓

1

財務部

主要項目の動向

個人消費

おおむね横ばい

個人消費をみると、百貨店は、主力である衣料品の不振が続いていることなどから、前年を下回っています。主要スーパーは、家庭用品や衣料品が減少しているものの、飲食料品は新規出店の効果などから増加しています。「コンビニエンスストアは、たばこの売上げ増などから、前年を上回っています。耐久消費財の動向をみると、家

主要項目の動向

観光

好調さに陰り

観光入込客数は、引き続き高水準で推移していますが、内外経済の影響を受け、このところ伸び悩んでいます。主要ホテルは、家庭用品や衣料品が減少しているものの、飲食料品は新規出店の効果などから増加しています。「コンビニエンスストアは、たばこの売上げ増などから、前年を上回っています。観光関連施設入場者数は、増加傾向を保っているが、一部施設に弱い動きがみられます。

主要項目の動向

雇用情勢

厳しくなってきている

新規求職者は、ほぼ横ばいで推移している一方で、新規求人数は減少しており、有効求人倍率（季調値）も低下してきています。また、県外からの受求人数は減少幅が大きくなっています。このように、雇用情勢は厳しくなっています。



その他の項目の動向

住宅建設

住宅建設を新設住宅着工戸数でみると、改正建築基準法の影響が残っているものの、前年を上回つており、持ち直しの動きがみられます。

設備投資

20年度の設備投資計画額を法人企業景気予測調査（20年10～12月期）でみると、全産業では前年度を15・6%上回る見込みとなっています。

公共事業

公共事業の動向を公共工事前払金保証請負額（累計）でみると、前年を上回っています。

仕事の窓

1

管内経済情勢報告

管内経済は、国内経済情勢を主因に、観光の好調さに陰りがみられはじめ、雇用情勢は厳しくなってきており、個人消費は横ばいを保っているものの、全体としてみると弱含んでいます。

Point

- 観光は、好調さに陰りが見られ始めています。また、生産活動は、引き続き弱含みで推移しています。
- 個人消費は、おおむね横ばいとなっています。また、住宅建設は、持ち直しつつあります。
- 雇用情勢は、厳しくなっています。
- 20年度の企業収益は増益見込み、設備投資も前年度を上回る見込みとなっているものの、先行きに関しては、主力の観光について、国内経済悪化の影響を懸念する声が強まっています。
- 20年10～12月期の企業の景況感は「下降」が「上昇」を上回っています。

総括判断

H20年10月

全体としてみると足踏み状態にある

H21年1月

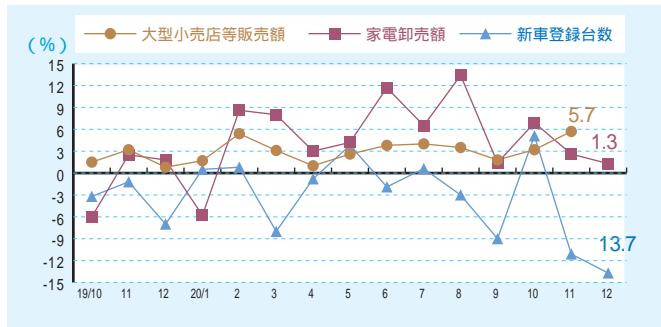
全体としてみると弱含んでいる

前回との比較



管内経済情勢報告(平成21年1月)

大型小売店等販売額、家電卸売額、新車登録台数(前年比)

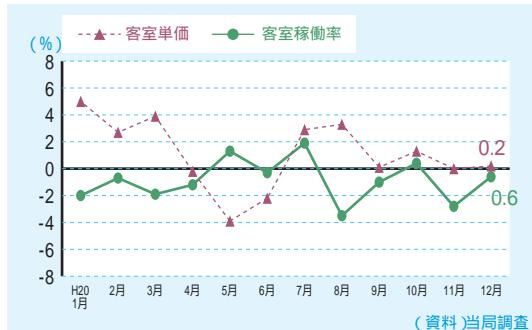


(資料)
大型小売店等販売額、
家電卸売額：当局調査
新車登録台数：
沖縄県自動車販売協会

電販売は、大型家電量販店の新規出店の影響などもあり、前年を上回っています。新車販売は、小型乗用車は増加しているものの、普通車及び軽自動車は減少していることから、前年を下回っています。中古車販売は前年並みとなっています。

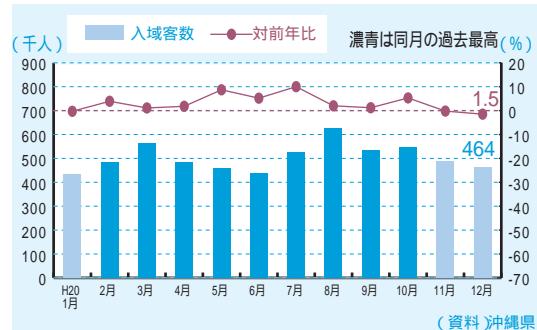
このように個人消費は、全体としておおむね横ばいで推移しています。

主要ホテルの客室稼働率(前年差)、客室単価(前年比)



(資料)当局調査

観光入込客数(前年比)



このように、観光は好調さに陰りが見え始めています。
先行きについては、国内経済悪化の影響等を懸念する声が強まります。

有効求人倍率



(資料)沖縄労働局

新規求人数(前年比)



(資料)沖縄労働局

企業の景況感
S I を法人企業景気予測調査（20年10～12月期）でみると、製造業では、「下降」とする企業が増加していることなどから、「下降」超幅が大幅に拡大しています。非製造業では、建設などで「下降」とする企業が減少していることから、「下降」超幅が縮小しています。
この結果、全産業では、「下降」超幅が拡大しています。

20年度通期は、全産業で3・3%の増益見込みとなっています。

企業収益
経常利益を法人企業景気予測調査（20年10～12月期）でみると、20年度下期は、全産業で6・6%の増益見込みとなっています。

全体としてみると、生産活動は引き続き弱含みで推移しています。
生産活動は、製造業の生産活動は、
食料品では、食肉加工品は低調なもの、酒類の一部で動きがみられる
ことなどから前年並みとなっています。
窯業・土石では、前年を下回っているものの、このところの公共工事
向け需要から生コン、セメントの出荷量は増加しています。金属製品では、民需の減少から前年を下回っています。

企業の景況感
企業の景況判断B

S I を法人企業景気予測調査（20年10～12月期）でみると、製造業では、「下降」とする企業が増加していることなどから、「下降」超幅が大幅に拡大しています。非製造業では、建設などで「下降」とする企業が減少していることから、「下降」超幅が縮小しています。
この結果、全産業では、「下降」超幅が拡大しています。

生産活動
製造業の生産活動は、
食料品では、食肉加工品は低調なもの、酒類の一部で動きがみられる
ことなどから前年並みとなっています。
窯業・土石では、前年を下回っているものの、このところの公共工事
向け需要から生コン、セメントの出荷量は増加しています。金属製品では、民需の減少から前年を下回っています。

農林水産部



生産者等約100名に参加いただきました

輸出促進セミナー

(10:00~12:00)

講演及び「OKINAWA」だからできる農水産物・食品の海外輸出とは?」と題してパネルディスカッションを開催

日本ブランド農業事業協同組合 佐藤事務局長から「沖縄の新しい海外輸出戦略を考える」をテーマに講演が行われました。その後パネルディスカッションでは、アジアネット田中代表の「TDIネットにより、観光業との連携強化や市場創出の重要性等について意見交換が行われました。



Point

近年、世界的な日本食ブームの広がりや、アジア諸国等における経済発展に伴う富裕層の増加等により、高品質な我が国農林水産物・食品の輸出拡大のチャンスが増大しています。沖縄総合事務局では、農林水産物・食品の輸出促進に関心のある生産者、事業者を支援するため、農林水産省及び沖縄地域農林水産物等輸出促進協議会との共催により、「農林水産物・食品輸出オリエンテーションの会」を開催しました。

日時

平成21年2月9日(月) 10:00~18:00

場所：那覇市

展示・商談会

(13:00~16:00)

対象とするバイヤーを国内外から招へいし、輸出に関心のある県内事業者に個別商談の場を提供

シンガポール、中国、中東等を含む県内の農漁業者、食品加工業者等18社が、希望する国内外のバイヤー12社と商談を行いました。

商品の特徴等を熱心に説明

出産品発掘会

(16:30~18:00)

事業者が持ち寄った商品を招へいしたバイヤーに試食していただき、感想や意見を求め、今後海外で売れる輸出商品を発掘

事業者が自社商品のプレゼン

ーションを行った後、バイヤーが商品を試食し、両者が食材の魅

力、輸出商品としての可能性について話し合いました。

最後に、バイヤーから次の「メント」がありました。

- ・これからは本物の商品が求められる。価格に見合う商品力が必要。
- ・パッケージにも留意して商品開発して欲しい。
- ・展示・商談会はきっかけづくりの場。行政が協力して継続して欲しい。



輸出オリエンテーションの会は平成21年度も開催を予定しています。

輸出促進に関するホームページ 沖縄総合事務局)

http://ogb.go.jp/nousui/nousui_yushutu.html

農林水産部



約60名の住民が参加

協議会の取組による体験事業の取組
地域住民参加による体験事業
域の特性を考慮した地域住民参加によるモデル的な体験事業を行っています。

「バイオマスの集い」(八重山地区)を開催
(1月17日、於・石垣市商工会館)
琉球大学農学部の川満教授、バイオマスタウンアンドバイザー永利氏、沖縄総合事務局の藤田課長補佐から、バイオマス利活用の重要性、支援策等について情報提供を行いました。

沖縄バイオマス発見活用協議会の活動

おきなわマラソンでバイオ燃料車が走行
(2月22日、於・本島中部)
農林水産省事業「環境バイオマス総合対策推進事業」の一環として、バイオタノール混合ガソリン(E3ガソリン)を使用した先導車で走行しました。



「西原町の産業まつり」におけるエコイベント (西原町の産業まつり実行委員会)

西原町の産業まつり(1月31日～2月1日)において、電気設備の動力全てを町内で製造されたバイオディーゼル燃料でまかなっていました。CO₂排出を抑制することから、環境に配慮した取組として評価されました。



バイオマス利活用に関するパネル展示や廃食用油を利用したキャンドルづくり体験を行いました。
また、廃食用油の持参を呼びかけました。

バイオディーゼル発電機。2日間のイベントで排出を抑制されたCO₂は約1トン!

伊平屋村廃食用油利活用体制整備 (グループエコライフ)



子ども達が熱心に取り組みました。

生徒や親に呼びかけて廃食用油を回収し、キャンドルづくり教室を開催しました(12月23日、2月7日)



読谷村バイオディーゼル地域推進事業 (残波かりゆし会)



村内の一般家庭、飲食店等から廃食用油を円滑に回収し、村公用車等に利用する体制づくりを行うこととしています。

飲食店等村内20箇所に廃食用油回収ボックスを設置予定

バイオマス利活用に関するホームページ(沖縄総合事務局)

http://ogb.go.jp/nousui/nourin_kankyou_baiomsu.html



沖縄バイオマス発見活用 協議会の取組を紹介

Point

沖縄におけるバイオマスの利活用促進を図るため、沖縄バイオマス発見活用協議会はNPO「熱帯バイオマス利用研究センター」を中心とし、各種普及・啓発活動を行っています。協議会の活動及び地域住民の参加による体験事業の取組を紹介します。

経済産業部

Point

平成21年2月25日から、バイオ燃料とガソリン・軽油を混合して自動車燃料として販売・消費する方に、事業者登録と品質確認が義務づけられることとなりました。

バイオ燃料とガソリン・軽油を自動車用に混合する方へ

改正揮発油等の品質の確保等に関する法律の御案内

安心・安全なバイオ混合燃料の確保・普及に向け、法律が改正されました！

(改正の背景)

我が国は、バイオ燃料導入を促進しています。

・京都議定書目標達成計画

2010年に原油換算50万

KLのバイオ燃料導入

地産地消の様々な取り組み

エタノール・脂肪酸メチルエステル混合

一方で、濃度管理や攪拌が不適切なバイオ混合燃料により、自動車に不具合が生じています。

揮発油等の品質の確保等に関する法律 品確法 改正

(改正の内容)

平成21年2月25日より、改正品確法が施行され、ガソリン・軽油にバイオ燃料を混合する事業者に、事業者登録と品質確認が義務づけられます。

法律改正によって、適正な品質のバイオ混合燃料が確保され、消費者が安心して安全に購入・使用できるようになります。また、特定加工業者による高濃度アルコール含有ガソリン(規格不適合品)による火災事故や、脂肪酸メチルエステル混合軽油(規格不適合品)による固まり等の不適切な混合燃料による不具合の事例が発生しています。

不適切な混合燃料による不具合の事例



高濃度アルコール含有ガソリン(規格不適合品)による火災事故



脂肪酸メチルエステル混合軽油(規格不適合品)による固まり

脂肪酸メチルエステル
ETBE
エタノール又は
ETBE
と
ガソリン

脂肪酸メチルエステルと
軽油

次に該当する方は、新たに品確法の義務がかかります。

「特定加工業者」とは、法人個人にかかわらず、反復継続して混合を行う方です。

ETBEとは、エチルターフィア・ブチルテルの略で、バイオエタノールと石油系ガスのイソブテンを合成したものです。

脂肪酸メチルエステルとは、廃食用油、パーム油等の植物性油に化学処理(メチルエster化)を施し、軽油に近い物性に変換したもの(バイオディーゼル燃料)です。

導入促進につながります。

す。

平成21年2月25日から、特定加工業者に以下の事項が義務づけられます。

事業者登録の義務

- 特定加工業者は、事業開始前に、事業者登録が必要となります。

- 登録に当たっては、適切な混合を行いうる設備を有していること、過去の違反歴の有無等が要件となります。

- 登録は、平成20年11月25日から、混合する場所を管轄する経済産業局（沖縄においては沖縄総合事務局）で受け付けておりますのでお問い合わせください。

品質確認の義務

- 特定加工業者は、バイオ混合燃料を自動車用燃料として販売又は自ら消費するときに、その品質が品確法に規定するガソリン又は軽油の強制規格に適合していることを事業者自ら又は分析機関に委託して確認することが義務づけられます。

- バイオ混合燃料を自ら消費する場合も、不適切な燃料の使用による自動車の不具合により他者を傷つけたり、大気汚染を引き

起こしたりするおそれがあることから、品質確認が義務づけられますのでご注意ください。

品確法の強制規格では、バイオ燃料の混合上限を定めていますので、遵守ください。

ご注意

登録品質確認の義務違反は、罰則の対象となります。

登録義務の違反：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

品質確認義務の違反：6ヶ月以下の懲役又は50万円以下

の罰金

全性、排ガス性状は確認されて

ガソリンの強制規格

項目	満たすべき基準	分類
鉛	検出されない	環境(大気汚染防止)
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
MTBE	7体積%以下	環境(大気汚染防止)
含酸素率	1.3質量%以下	環境(大気汚染防止)
ベンゼン	1体積%以下	健康被害防止
灯油	4体積%以下	エンジントラブル防止
メタノール	検出されない	エンジントラブル防止
エタノール	3体積%以下	エンジントラブル防止
実在ガム	5mg / 100ml以下	エンジントラブル防止
色	オレンジ色	灯油との誤使用防止

軽油の強制規格

項目	満たすべき基準	分類
硫黄分	0.001質量%以下	環境(大気汚染防止)
セタン指数	45以上	環境(大気汚染防止)
蒸留性状(90%留出温度)	360以下	環境(大気汚染防止)
トリグリセリド	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
脂肪酸メチルエster	0.1質量%以下 5質量%以下	エンジントラブル防止
(メタノール	0.01質量%以下	エンジントラブル防止
(酸価	0.13mgKOH/g以下	エンジントラブル防止
(亜酸、酢酸及びプロピオン酸の合計	0.003質量%以下	エンジントラブル防止
(酸価の増加	0.12mgKOH/g以下	エンジントラブル防止

（留意点）脂肪酸メチルエsterが0.1%を超え、5%以下の場合ば「」の酸化安定性等の項目も満たす必要がある。

詳しくは、資源エネルギー庁の品確法ホームページをご覧ください
<http://www.enecho.meti.go.jp/hinnkakuhou/index.html>



おらず、不具合事例も見られません。そのため、品確法の軽油の強制規格に適合した混合燃料(B5)での使用をお願いいたします。

【お問い合わせ】

沖縄総合事務局
経済産業部環境資源課
098-866-1757

経済産業部



古民家

Point

沖縄総合事務局では、地域再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトを支援する「地方の元気再生事業」において、平成20年度に採択された沖縄での5つの事業を支援しています。今回、そのうちの一つであるNPO法人島の風が実施している「環境に配慮した持続可能な観光の推進及びコミュニティ・ビジネス事業」の取組をご紹介します。

1 NPO法人島の風が取り組む古民家再生事業とは…

伊是名村に存在する無人の古民家を建設廃棄物(ゴミ化)とすることなく、その古民家を改修し、島の景観を変えることなく、滞在施設等として利活用します。その古民家施設の運営について

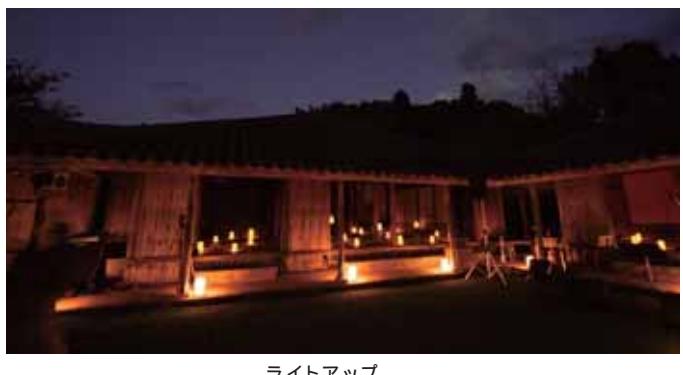
は、NPO法人島の風のほか、地域住民も直接関わり、経済的な利益を得るような仕組み即ち古民家を起点として地域住民やNPO法人が主体となつてサービス等を提供する「ミニコ・ティ・シリーズ」というビジネスを発生させ、特定の人や特定の会社が利潤を追求するシステムではなく、地域全体が豊かになつていく「ミニコ・ティ・ビジネス」を構築する取組を行っています。

2 具体的な事業内容

現在の県内観光産業の主流である観光客に丁度を合わせた商品やサービスの提供」を行うのではなく、NPO法人島の風が掲げる「島のこしが島おこし」のミニションのことで、伊是名島の自然環境や景観、地域の伝統文化、更には自給を中心とした生活スタイルを残しつつ、地域住民と観光客が一



まーる実験



ライトアップ

3 その他

また、NPO法人島の風においては、古民家再生事業を柱とした活動のほか、島を元気にする様々な取組が地域づくりに大きく貢献したことが認められ、平成20年5月22日に当局の「沖縄振興功績者表彰」を受賞しております。

「島のこしが島おこし!」 ～島を元氣にする古民家再生事業～

緒に島を守り伝えるという形の「環境観光」という新たな観光産業の概念を構築するために、以下の3つの事業を実施しております。

再生古民家の運用実験を通してミニコ・ティ・ビジネスの確立・地域住民による古民家のメンテナンスサービスリネンサービスの運用実験

- 古民家を訪れた観光客に提供するサービス、観光案内人、デリバリーキッチン等)を実施するための人材の育成
- 古民家事業に関するパンフレットの作成など

H「の島推進事業

- 全島マイバッグの推進及びレジ袋削減効果の検証
- 島内児童生徒によるマイバッグデザインコンテストの開催
- リユース実験ショップ「まーる」の運用実験など

- 住民による島の玉再発見事業
- 住民の自主企画運営による島の景観のブラッシュアップと島外への情報発信など
- 国指定重要文化財「銘苅家住宅」とその周辺の景観を活用し、ローソク行灯によるライトアップイベント第2回「しまあかり」の開催

開発建設部

Point

沖縄総合事務局では、所管事業は基より各省・各庁から委託を受けて県内の官庁施設の整備を行っており、今回の沖縄県警察学校射撃場については警察庁より委託を受け、必要な施設機能の確保を図りつつ、新たな再配置計画を考慮した施設整備を行っています。

充実した教育訓練施設を目指して （新たな再配置計画を考慮した施設整備）

整備の背景

沖縄県警察学校は、警察官の新任者に対する教育訓練を行うほか、幹部教養等も行う施設です。教育訓練施設のひとつである既存射撃場は築後三十年以上が経過し、老朽化が著しく訓練に支障をきたしていることから現地での建て替えを行うこととなりました。

建て替えに当たっては、複雑な敷地の形状、既存施設の配置を踏まえ、明快で利用し易い配置計画が求められ、また、特殊技能を磨く場であるため空調方式を始めとして一般建築物とは異なる要求性能の実現など課題が多く、限られた予算の中でのコスト配分に十分留意しながら要求される性能を満足させる

必要がありました。

これらを踏まえ、新しい射撃場が警察官の教育訓練の一助となる、豊かな人間性も育める施設づくりを目標とし整備を行いました。

設計主旨

やんばるの入り口である石川岳を北に望む豊かな敷地環境を活かし、木立を連想させる規則正しく並んだリブ柱による構造とし、背景の自然に溶け込みながら警察官の教育訓練施設としての毅然とした力強さと軽快なリズム感をもつ意匠設計とし、外装は沖縄に根付いた材料であるコンクリートを基本として、他の施設を先導するデザインと

必要がありました。

これらを踏まえ、新しい射撃場が警察官の教育訓練の一助となり、豊かな人間性も育める施設づくりを目標とし整備を行いました。

大空間である基本射撃場は、天井裏に耐震プレースを設置し、設備についても構造二次部材により補強を行い耐震性能を確保しています。

配置計画は、敷地を南北に貫き施設全体を統合する背骨のような軸線を設定し、これに沿って他の建物と平行に配置しました。また、長寿命かつ再生可能な工コマテリアルを内装に使用すると共に、雨水の地下還元を考慮して透水性アスファルト舗装を採用し地球環境に配慮しています。



施設概要

場 所 / 沖縄県うるま市字石川3402

整備対象 / 沖縄県警察学校 射撃場

敷地面積 / 33,750 m²

延べ面積 / 1,933 m²

規模構造 / 地上2階、鉄筋コンクリート造

運輸部



宮古島市観光マーケティング検討会議

Point

沖縄総合事務局では、地域資源を活用した地域主体の商品開発・造成による観光まちづくりを推進・支援するため、平成18年度から「観光まちづくりコンサルティング事業」を推進しています。平成20年度は宮古島市を重点支援地域に選定し、「沖縄観光まちづくりアドバイザリー会議」による集中的なコンサルティングを実施し、宮古島市の実践的な観光振興プラン策定を支援しました。

「市民力」を活かした滞在力のある「宮古ブランド」形成を図ります！

観光地づくりの推進に当たっては、従来の送客側の旅行業者主導の「受け身」の観光振興策ではなく、当該地域にしかない観光魅力を発掘するとともにそれを観光商品に組み込み、市場に積極的に流通させていく「攻め」の観光振興策が求められています。このため、沖縄総合事務局では、地域観光マーケティングの促進に向けた地域と旅行会社等との連携・協働により地域の觀

光魅力を発掘・増進させ、新たな企画旅行商品として流通を促進するため、観光まちづくりコンサルティング事業」を平成18年度から実施しています。平成20年度は、学識経験者、民間の観光関係業者等のメンバーからなる「沖縄観光まちづくりアドバイザリー会議」による審査の結果、重点支援地域として宮古島市が選定されたことから、宮古島市が「宮古島ブランド」の形成を図ることを目指し、そのための5つの取り組み強化策を柱とする実践的な観光振興プランの策定を支援しましたので、その概要をご紹介します。

第一は、市民力を活かした観光客の歓迎強化拡大です。従来主にイベント参加のため来島した団体客に対し空港での歓迎(セレモニー)を行つてきましたが、さらに対象を拡大し、一般の個人客に対する三線・宮古民謡等による歓迎を実施するとともに、島嶼ならではのアイデアとして、入島証(入島ビザ)の発行を企画していくま

さと共に、人間味豊かな温かさと

ングのキーワードは、「市民力」です。その背景には、宮古島の誇る美しい海と自然景観の素晴らしさにより地域の觀

観光マーケティングの推進

観光地づくりに不可欠な地域資源を活用した旅行商品の造成・販売は、従来から旅行業者主導で行われているのが実情。一方、最近の旅行ニーズの変化と多様化に対応するためには、地域が主体となって魅力ある地域資源を発掘し、新たな観光商品として造成する取り組みが求められている。

そこで、地域主体の商品開発・造成による観光まちづくりを推進・支援するため、沖縄総合事務局に「沖縄観光まちづくりアドバイザリー会議」を設置し、選定地域へのアドバイスや集中的なコンサルティングを実施。

地域観光マーケティング促進スキーム

地域の観光まちづくりアドバイザリー会議による地域資源の造成による観光商品の造成・流通の促進に向けた主体的な取り組み

アドバイザリー会議におけるコンサルティング対象地域の選定(20年)度の選定地域は宮古島市

アドバイザリー会議による集中的なコンサルティング(「観光まちづくりコンサルティング事業」)の実施

地域検討会議における検討

旅行会社との協働による旅行商品の造成・流通の促進

「沖縄観光まちづくりアドバイザリー会議の委員構成

氏名	職名	分野
1 岩佐吉郎(座長)	名桜大学寄付講座教授	学識経験者
2 東良和	沖縄ツーリスト株社長	旅行事業者
3 菊知良明	JTB沖縄株社長	
4 木下嘉美	株式会社日本ツーリスト沖縄代表取締役社長	旅行団体
5 赤嶺順康	日本旅行業協会沖縄支部事務局長	
6 堤朗	全国旅行業協会沖縄県支部長	
7 保坂好泰	沖縄観光コンベンション・センター常務理事	観光団体
8 知念健男	沖縄都市モール株式会社常務	
9 坂井博	株式会社JAL沖縄社長	交通事業者
10 作田隆男	A.N.A.セントラル航空株式会社常務監査	
11 村山剛	沖縄県観光企画課観光まちづくり調整監査	
12 岩見吉輝	沖縄総合事務局開発建設部企画調整官	
13 細野博行	沖縄総合事務局運輸部企画室長	行政機関

(注) 委員構成はH21年2月現在 事務局: 沖縄総合事務局運輸部企画室

の強化で商品造成を活性化していくます。第三は、「観光タクシーサー



宮古空港での歓迎セレモニー



宮古空港での歓迎(三線・宮古民謡等)



エコアイランド宮古島視察ツアー

第一は、市民力を活かした観光ガイドの養成。強化です。新たに「宮古島観光ガイド」「シテガイド」の「観光カリスマガイド」を含む)を創設し、観光ガイドの有料化を図ります。また、島外在住の有名人等による「宮古島観光大使」の任命や観光タクシーの本格導入を前

提とした宮古島限定の「観光タクシーサービス」乗務員認定制度」の創設も検討していきます。

「観光サポートカノパト」と事業者サポートの「観光市民サポートアーバン」と市民ボランティアの結成します。

す。初年度は毎日1回のみの歓迎とし、2年目以降に徐々に回数を増やすため、市民ボランティアの

品については、市民の日常生活活動に根ざした着地型の体験・交流。学習型商品の造成に力を注ぎます。体験型では「宮古体験工芸村」の体験プログラム(宮古上布・陶芸藍染・貝細工・宮子馬の乗馬体験等)を、交流型では「おじい・おばとのふれあい交流体験」等を学習型では「エコアイランド宮古島視察ツアー」等の産業観光商品を、それぞれ活用・造成していく予定です。

す。地域主体で造成する観光商品においては、市民の日常生活活動に根ざした着地型の体験・交流。学習型商品の造成に力を注ぎます。体験型では「宮古体験工芸村」の体験プログラム(宮古上布・陶芸藍染・貝細工・宮子馬の乗馬体験等)を、交流型では「おじい・おばとのふれあい交流体験」等を学習型では「エコアイランド宮古島視察ツアー」等の産業観光商品を、それぞれ活用・造成していく予定です。

第四は、宣伝力の強化です。地域の特性を活かした魅力的な取組を国内外の観光客に周知するには、地域自らが積極的に情報発信を行う必要があります。そこ

で、多言語(5言語)表記を含む観光情報案内(宮古島観光協会HP)による取組みは、平成21年度は宮古島市が独自に実証事業等の準備作業を進めていき、平成22年度以降の本格実施を目指すことをしています。

第五は、推進体制の強化です。市民・事業者(団体)・行政の代表で構成する「宮古島市観光客受入促進協議会」(仮称)を宮古島市に設置します。また、宮古島観光協会内に「観光客受入促進事業本部」(仮称)を設け、上記の取組を積極的に推進していきます。

Pやパンフ等)に力を入れると共に、「観光情報サービスセンター」(仮称)の設置やインターネットによる商品販売を促進します。

運輸部

少子高齢化の進
を行つたところ、
を設置して審議
を行つたところ、
少子高齢化の進

これまでの沖縄管内の船員の最低賃金は平成14年1月18日に決定し、同年2月17日から実施されています。

今年度については中央で内航鋼船運航業の組織船員の労働協約改正があつたことなどから、平成20年6月27日に沖縄総合事務局長から沖縄船員地方労働委員会に沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業の船員の最低賃金の改正について諮詢を受け沖縄船員地方労働委員会では、平成20年8月に最低賃金専門部会を設置して審議を行つたところ、

展が著しい昨今の社会状況において将来予想される船員不足に備え、船員の確保・育成が喫緊の課題との意見が出され、労使ともにその点で意見が一致したことから、最低賃金の改正はやむを得ないとの結論に達しました。これにより、沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業に従事する船員の最低賃金額は下記のとおりとすることが全委員一致で了承されました。

平成20年9月12日には沖縄船員地方労働委員会から沖縄総合事務局長に答申が出され、当該答申の意見要旨に関する公示を経て、平成21年1月30日に最低賃金改正決定の公示がされました。

この改正は、平成21年3月1日から効力が発生します。

Point

沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業に従事する船員の最低賃金が、7年ぶりに改正されました。その背景として、将来、沖縄においても船員不足が予想されることから、若年船員の確保・育成が喫緊の課題となっていることが挙げられます。

船員の最低賃金が改正されました！



！沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業に従事する船員の最低賃金(改正後の概要)

(ア)適用船舶

国内各港間のみを航行区域とする船舶(漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。)のうち、平水区域を航行区域とする鋼船、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船及び木船

(イ)最低賃金額 (月額)

職 員	2 4 1 , 4 0 0 円(据え置き)
特定の船舶職員養成施設の課程を修了した若年職員	2 2 4 , 9 5 0 円(据え置き)
部 員	1 8 2 , 8 5 0 円(750円増)
部 員(3年未満)	1 7 3 , 7 0 0 円(750円増)

総務部

「中学生向け独占禁止法教室」を開催

公正取引室は、昨年12月15日に那覇市立神原中学校、本年1月7日から15日にかけて浦添市に所在の昭和薬科大学附属中学校の3年生を対象に「中学生向け独占禁止法教室」を開催しました。

私たちは、テレビや新聞紙上で頻繁に独占禁止法違反によるカルテル・談合事件や景品表示法による商品の不当な表示事件の取締りのニュースや記事を目にします。公正取引室及び公正取引委員会は、21世紀を担う全国の中学生に対し、早い段階で「競争」の必要性、「市場経済」、「独占禁止法」及び「公正取引委員会」の役割を理解してもらうため、全国各地の中学校に職員

を派遣し、「中学生向け独占禁止法教室」を行っています。

授業は、生徒が販売店役と消費者役に分かれて、販売店同士が値引きや粗品を進呈するなどの競争をすることによって消費者にどのようなメリットがあるのか、また、独占やカルテルといった行為はなぜ禁止されているのかなどについて、ゲーム方式で行われ、生徒はその中で、「独占禁止法」や「公正取引委員会」の役割について、身近な事例を通して学習しました。

最後に行われた独占禁止法の疑いのある会社への立入検査と関係者からの事情聴取の実演で、生徒たちはカルテルの疑いのある企業の社長と公正取引室の審査官との緊迫したやりとりに見入っていました。生徒からは「ゲーム形式で、参加型の授業だったので理解しやすかった」、「競争は、消費者、企業にとって大切だと改めて分かった」、「公



昭和薬科大学附属中学校

正取引委員会の役割が良く分かった」などの感想が寄せられました。

なお、当室では、県民の皆様からの独占禁止法、下請法又は景品表示法に違反する疑いに関する情報(申告)を受け付けております。



那覇市立神原中学校

○申告窓口

公正取引室

内閣府沖縄総合事務局総務部
那覇市おもろまち2-1-1
那覇第2地方合同庁舎2号館6階
TEL.098-866-0049

経済産業部

「沖縄地域企業立地フォーラム」を開催
～農商工連携を通した企業立地を考える～

2009年1月27日に那覇市内において、「沖縄地域企業立地フォーラム」を開催しました。経済産業省では、地域の特性や強みを活かした産業集積を促進するための「企業立地促進法」により、地域が意欲的に取り組む企業誘致活動や人材育成等を支援しています。沖縄地域でも昨年9月に、「うるま市」が沖縄で初めて国の同意を受け、企業誘致に関する取組を始動しているところです。

本フォーラムでは、うるま市 知念市長から「うるま市企業立地促進計画」の紹介と、岩手県北上市 伊藤市長から

「北上流域地域における企業立地」と題して講演が行われました。北上市では早くから企業誘致に取り組んでおり、景気に左右されない企業誘致における「北上」ブランドを確立した経緯等が紹介されました。またパネルディスカッションでは、「農商工連携等、今後の企業立地について」をテーマに沖縄での企業立地の可能性を議論しました。中でも、伊賀の里モクモク手づくりファーム 吉田専務理事は、「脱・既成農業」の名のもと、ユニークな手法と情熱で「モクモク」ブランドへと成長した取組を紹介すると共に、沖縄らしさを失わず、しっか

りとしたモノづくりを行うことが成功につながると提言し、聴講者から高い関心が寄せられました。

今回のフォーラムでは企業立地について、「農商工連携」というキーワードが新たに加わり、沖縄における企業立地、そして地域経済産業の振興について活発な議論が交わされました。



フォーラムの様子

農林水産部

「子ども農山漁村交流プロジェクト」シンポジウムを開催 ～小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動の推進に向けて～

当部では去る12月2日浦添市産業振興センター・結の街において、「子ども農山漁村交流プロジェクト」に関するシンポジウムを開催しました。

このプロジェクトは、平成19年6月に「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」(副大臣会議)が取りまとめた「府省連携の今後の対応方向」に基づき、農林水産省、文部科学省及び総務省が連携して、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、小学校1学年程度の児童を対象にした農山漁村での1週間程度の長期宿泊体験活動を推進しているものです。



本シンポジウムは、沖縄地域での当プロジェクトの取組について、農山漁村における受入地域関係者や学校関係者等へ情報提供を行い、都市と農山漁村の交流による地域の自律的な活動につなげることを目的に開催したものです。当日会場には、受入地域関係者、学校関係者、グリーン・ツーリズム実践者等約120名の方々の参加がありました。

初めに当局の永杉伸彦農林水産部長から開催の挨拶があり、引き続き第1部の基調講演、事例発表に移りました。

第1部では、(財)都市農山漁村交流活性化機構のふるさと交流アドバイザーである前東京都武蔵野市教育長川邊重彦氏

により「東京都武蔵野市におけるセカンドスクールについて」と題した基調講演が行われました。続いて第5回オーライ！ニッポングランプリ（内閣総理大臣賞）を受賞した幡多広域観光協議会の前事務局次長土居敬氏から「高知県西南地域における教育旅行の取組について」の事例発表が行われました。

基調講演では「セカンドスクールの実践により、いろんな方々との出会い、交流や体験を通して自立するための基本的な知識や技術が養われるとともに、自己の生き方を考える場にもなっている。長期の方がより本物の体験が可能等」の貴重な紹介がありました。

続く第2部のパネルディスカッションでは、コーディネーターに安次富日奈子氏（NPO法人調査隊おきなわ）、パネリストに宮城馨氏（やんばる交流推進連絡協議会会長）、知念澄男氏（那覇市立銘苅小学校教務主任）、川邊重彦氏、

土居敬氏、國吉俊秀農林水産部総務調整官で「小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動の推進に向けて」をテーマに意見交換が行われました。

宮城氏からは「先進地である東村のノウハウを取り入れながら、体験プログラムや受入マニュアルの整備、ワークショップ等を活用して民泊提供者や体験指導者等の人材育成等に取り組んでおり、さらに充実を図り積極的に推進していきたい」、知念氏からは「開校当初から豊かな体験活動を推進しており、本年度は、文部科学省から当プロジェクトの指定を受け、東村で農家宿泊体験等を実施した。その効果として、体験活動後に子どもたちの成長がみえ学級経営にいい影響を与えていく」旨の取組の紹介がありました。

また、会場からそれぞれの立場からの質問や意見が出され、各パネリストと活発な意見交換も行われました。

今後、沖縄地域で当プロジェクトが推進され、都市と農山漁村の交流により地域が自律的な活動につなげていくことを期待し、本シンポジウムを終了しました。



経済産業部

「中心市街地活性化シンポジウム」を開催(沖縄市)

全国各地の商店街で散見される「シヤッター通り」。これは、他府県の話ではなく、沖縄においても、あちらこちらで見られる、光景となっています。

少子高齢化、生活行動の多様化等に伴い、身近な商店街が衰退してしまい、昔から顔馴染みの方々が、次々に店をたたみ、地域の活力が失われていく…そのような中、沖縄市においては、自治体、住民らが立ち上がり、「中心市街地活性化協議会」の中で活発な議論を展開しています。



パネルディスカッション

改正中心市街地活性化法に基づき、昨年11月に発足させた同協議会では、市民がどのように中心市街地の活性化に関わり、どのような役割を担っていくかを議論する中で、その取組に対し、広く市民の参加を呼びかけるため、1月29日（木）沖縄市商工会議所ホールにて、「~私たちのまちづくりのスタイル~（沖縄市中心市街地活性化シンポジウム）を開催いたしました。

基調講演では、長崎県（させぼ四ヶ町商店街協同組合理事長）の竹本慶三氏が「出逢いと交流の場としての商店街」と題して、同商店街で実践した各種イベント・取組の実例について紹介した後、竹本氏にパネリストとしても参加して頂き、地元商店街の仲田健氏（沖縄市銀天街商店街振興組合青年部長）や島袋武志氏（株沖



シンポジウム案内ちらし

縄テクスファーム代表)、真喜屋力氏(株) クランク取締役支配人)らと意見を交わしました。

会場に集まった70人の参加者からも、様々な意見が飛び出し、地元の活性化に真剣に取り組む沖縄市及び市民の熱気が伝わるシンポジウムとなりました。

運 輸 部

「不正軽油に係る街頭検査」を実施

当局陸運事務所の要請により、九州運輸局、沖縄県警及び自動車検査独立行政法人沖縄事務所合同で去る1月29日（木）、1月30日（金）の両日、名護市及び嘉手納町において不正軽油に係る街頭検査を行いました。

近年、自動車の排出ガス浄化対策の一環として軽油の低硫黄化が進められているにもかかわらず、軽油又は灯油に重油を混合した燃料（以下「不正軽油」という。）を自動車用燃料として使用する実態が見受けられ、これら不正軽油の使用により、燃料フィルターに目詰まりが生じることにより原動機の始動性等が劣化し、道路運送車両の保安基準に適合しなくなるおそれがあることが技術的に検証されました。

今回の街頭検査は、燃料として自動車

に搭載されている軽油の硫黄分の質量比を街頭検査等において測定し、自動車の使用者に対し適正燃料の使用について指導を行ったものです。

実施については、昨年2月に引き続き2回目となります。今回は、天候が不安定な状況ではあったものの各関係機関の協力を得て無事行うことが出来ました。

今回の人員・実績については、以下のとおりです。

平成21年1月29日（木） 名護市

出 動 人 員	23名
検 察 台 数	43台
整備命令交付台数	13台

平成21年1月30日（金） 嘉手納町

出 動 人 員	36名
検 察 台 数	35台
整備命令交付台数	10台



軽油抜き取り検査状況

な・か・ゆ・く・い

農林水産部農政課

身近なバイオマスを考えてみよう

石油などの化石資源を使い続けると、大気中の温室効果ガス(CO_2)が増加し地球温暖化を引き起こすと言われています。一方、バイオマス資源は生育過程で光合成により CO_2 を吸収し固定するので、燃焼等により CO_2 が発生しても、実質的に大気中の CO_2 は増加しません。この仕組みを「カーボンニュートラル」と言います。

なぜバイオマス？

みなさん、「バイオマス」という言葉を聞いたことがありますか？「バイオマス」とは、動物や植物から生まれた再生可能な有機性資源です。例えば、家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがら、バガスなどがあります。

バイオマスを利用するメリットは？

地球温暖化の防止
資源なので、 CO_2 の排出を抑制します。



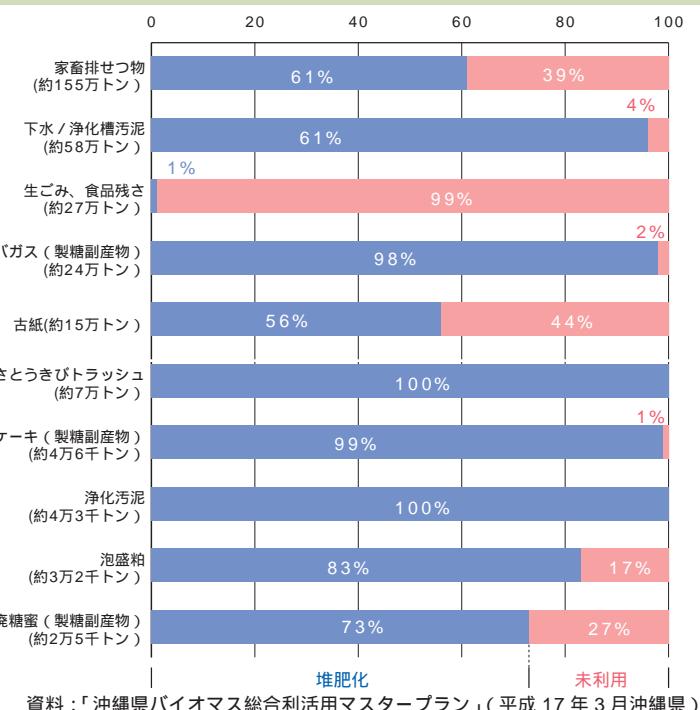
資源の「使い捨て社会」から
循環型社会の形成

「リサイクル社会」への移行
を促進します。
バイオマスを使った新たな産業や雇用を創出します。
新たな産業の創出
バイオマスを使った新たな産業や雇用を創出します。

「リサイクル社会」への移行
を促進します。

バイオマスってどのくらいあるの？

沖縄県内で最も多いバイオマスは牛や豚のふん等の家畜排せつ物となっています。次いで下水・浄化汚泥、生ごみ・食品残さとなっています。生ごみ・食品残さの利用率は1%と低く（平成17年3月現在）、その利活用が課題となっています。



N a k a y u k u i

バイオマスはどのように使われているの？

糖蜜からバイオエタノールの製造（伊江村、宮古島市）



さとうきび糖蜜からバイオエタノールを製造し、ガソリンにバイオエタノールを3%混合肥したE3ガソリンを村や市の公用車の燃料として使用する実証事業が行われています（写真左は伊江村のバイオエタノールプラント）。

泡盛かすをメタン発酵によりガス化（宮古島市）



泡盛の蒸留かすをメタン発酵させて、発生するガスを泡盛工場内で回収ビンを洗浄する動力として利用しています（写真はビンを洗浄する様子）。



造っています。

家畜排せつ物を堆肥化（県内各地）

県内の各市町村の堆肥センター等において、畜産農家から排出された家畜排せつ物の堆肥化が行われています。

オマス利用の全体プラン「バイオマスマスタウン構想」を作成し取組を進めるもので、関係省庁は構想実現のための支援を行っています。

あなたの街をバイオマスタウンに！

政府は、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点から、バイオマスの利活用推進に関する具体的な取組や行動計画「バイオマス・ニッポン総合戦略」を策定しました。平成18年3月には、情勢の変化を踏まえて見直しが行われ、国産バイオ燃料の本格的導入、未利用バイオマスの利活用等によるバイオマストown構築の加速化が明確化さ

れました。

廃食用油からバイオディーゼル燃料の製造（うるま市、宮古島市、西原町、読谷村等）



食品残さを飼料化（沖縄市、北中城村、中城村、糸満市、恩納村等）



バイオマス利活用に関するホームページ（沖縄総合事務局）

http://ogb.go.jp/nousui/nourin_kankyou-baiomsu.htm

廃食用油からバイオディーゼル燃料（BDF）を製造し、自動車や農業機械等の燃料として利用されています（写真はBDF製造の様子）。

沖縄県内では伊江村、うるま市、宮古島市及び金武町の4市町村がバイオマスマスタウン構想を策定し、各種取組を行っています。あなたの街もぜひバイオマスタウンに！

「アジア青年の家2009」について

<http://ayepo.go.jp>



毛利衛さんの講演



各国の文化発表



DNA実験の様子

内閣府沖縄担当部局では、今年の夏も「アジア青年の家」事業を実施します。「アジア青年の家」とは、ASEAN諸国を中心としたアジア各国などの中高生が、夏休み期間中の約3週間を、東アジアの中心に位置する沖縄で共同生活を行いながら、環境問題などをテーマに、共に学習するプログラムです。

プログラムは、水に関する環境問題を主なテーマに、約3週間の日程を4つのセッションに分け、県内各地の施設や自然を舞台に実施されます。

環境問題に携わる専門家による講義や漂着ゴミの実態調査を始めとする体

験学習、宇宙飛行士の毛利衛さんなど一流科学者を招いてのオープンセミナー（）など、興味深い多くのプログラムを盛り込む予定です。
また、異なる文化を体験し理解を深めることとなるよう、参加青年によるきつかけとなるよう、参加青年による各国の文化発表も盛り込まれています。（掲載の写真は昨年の活動の様子です。）

オープンセミナーは、アジア青年の家参加青年の他、科学技術や環境問題に关心のある中高生の皆さんも参加いただけます。

この活動に参加する中高生を募集しています。本号お知らせ欄「アジア青年の家」に参加しませんか（21頁）をご覧下さい。

	第1セッション	第2セッション	第3セッション	第4セッション
期間	8月5日～9日	8月10日～12日	8月15日～18日	8月19日～24日
場所	糸満市 (県立糸満青年の家)	渡嘉敷村 (国立沖縄青少年交流の家)	宜野座村 (JAあきなわ教育研修所)	宜野座村、那霸市 (JAあきなわ教育研修所等)
テーマ	世界の水問題について	海洋環境について ～渡嘉敷の自然を題材に～	淡水生態系の保全と 海水の淡水化について	まとめ (成果の構築)
考え方	地球温暖化問題を皮切りに、世界の水問題について理解を深め、その解決に向けた取組みについて学びます。	渡嘉敷島の豊かな自然を素材に、サンゴ礁の保全や漂流・漂着ゴミ問題などについて、自然体験や海洋環境に関する学習を行います。	マングローブ生態系の保全について体験学習を行うとともに、科学技術を生かした環境問題への取組みの一例として、海水の淡水化について学びます。	ディスカッションや「環境問題に触れ、科学技術の素晴らしさを語り合うオープンセミナー」を通じて、これまでの講義や体験等を踏まえた成果の構築を行います。

1 第1セッションと第3セッションの間には伊江島でのホームステイを実施します。

2 プログラム構成については、今後、変更があり得ます。

Profile

プロフィール

比例代表四国ブロック選出
内閣府大臣政務官に就任
成21年麻生内閣において、
内閣府大臣政務官に就任。

プロフィール

平成15年衆議院議員選挙

で初当選。平成19年安倍改

造内閣で総務大臣政務官に

就任、福田内閣で再任。平

成21年麻生内閣において、
内閣府大臣政務官に就任。

沖縄及び北方対策を担当する
内閣府大臣政務官に、岡本芳
郎氏が就任しました。



内閣府大臣政務官に
おかもと よしひさ
岡本 芳郎 氏が就任

お知らせ

information

「アジア青年の家2009」に参加しませんか

内閣府沖縄担当部局では、夏休み期間中、沖縄、本土及びアジア諸国の中高生が沖縄で一堂に会し、約3週間、共通体験を経ることにより、将来イノベーションを起こす人材を育成する「アジア青年の家」の活動を行います。

この活動に参加する中高生の皆さんを募集しています。応募要件や応募方法などの詳細については、内閣府「アジア青年の家」ウェブサイトに掲載していますので、ぜひご覧下さい。

本号20頁の「内閣府だより」もご覧ください。

「アジア青年の家」ウェブサイト

URL : <http://ayepo.go.jp/>

問い合わせ先 / 内閣府政策統括官(沖縄政策担当)付

「アジア青年の家」推進室

TEL:03-3581-0993(直通)

E-mail:i.okinawa-seinen@cao.go.jp



昨年の様子(平和祈念公園にて)



昨年の様子(自由時間)

平成21年度内閣府青年国際交流事業について

内閣府では、将来を担う国際感覚豊かな青年を育成するため、様々な国際交流事業を実施しています。

現在、平成21年度に実施する「国際青年育成交流(9月)」「日本・中国青年親善交流(9月)」「日本・韓国青年親善交流(9月)」「東南アジア青年の船(10~12月)」「世界青年の船(平成22年1~3月)」の参加青年(18~30歳を対象)を募集しています。

問い合わせ先

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

国際第1担当

TEL : 03-3581-1181

ホームページ : <http://www.cao.go.jp/koryu/>

沖縄県福祉保健部 青少年・児童家庭課

TEL : 098-866-2174

ホームページ : <http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=83>



平成20年度「東南アジア青年の船」事業における船上での集合写真

全国
入賞作品学校名…つるま市立与勝第二中学校 1年
氏名…岡田 龍平
題名…おねぐのだこわせ

優秀賞

小学生部門

省エネポスター コンクール

平成20年度

沖縄地区
入賞作品

最優秀賞 中学生部門

学校名：うるま市立与勝第二中学校 1年
氏名：伊覇 由佳子
題名：指一本で出来る省エネ

最優秀賞 小学生部門

学校名：読谷村立古堅小学校 5年
氏名：真壁 愛梨
題名：みんなで守ろうみんなの地球

沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。